

## 東根市商工業みらい応援利子補給補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、市内の中小商工業者が、経営基盤の強化、競争力の向上及び設備の近代化を図るために資金の融資を受けた場合、又は市内で創業するため若しくは創業間もない期間に資金の融資を受けた場合、東根市補助金交付規則（昭和31年規則第2号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において、当該融資資金に係る利子補給を行い、本市商工業の振興に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小商工業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当する者
- (2) 取扱金融機関 県内に本店を有する銀行、信用組合、信用金庫、農業協同組合及び株式会社日本政策金融公庫
- (3) マル経融資 株式会社日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金貸付
- (4) 新規開業・スタートアップ支援資金 株式会社日本政策金融公庫の融資制度をいう。
- (5) 市税等 補助金の交付を申請する者が、法人の場合にあつては法人市民税及び固定資産税、個人の場合にあつては個人市民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税、介護保険料及び後期高齢者保険料をいう。
- (6) 新規創業者 山形県商工業振興資金のうち開業支援資金の認定を受け金融機関より融資を受ける者、又は株式会社日本政策金融公庫の新規開業・スタートアップ支援資金のうち再挑戦支援関連もしくは中小企業経営力強化関連以外の融資を受ける者をいう。
- (7) 既存事業者 新規創業者を除く事業者をいう。
- (8) 商工団体等 市内の商工業者等により組織される団体のうち市長が適当と認める団体をいう。

(補助金交付対象者)

**第3条** 補助金の交付対象者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 既存事業者にあつては、市内に本店又は主たる事業所を有し、市内において同一事業を引き続き1年以上経営している者。ただし、別表第2に規定する運転資金の融資を受けた者であつて、同表に規定する利子補給対象者に係る1又は2の貸付項目の認定を受ける者については、

経営している期間が3箇月以上1年未満である場合も対象とする。

- (2) 新規創業者にあつては、市内に本店又は主たる事業所を置き、事業を新たに起こす予定の者又は起こした者
- (3) 商工団体等にあつては、予算や決算、定款等を定め、総会、監査を実施している市内の団体
- (4) 市税等に滞納がない者
- (5) 東根市商工会の経営指導を受け、その推薦を受けた者。ただし、商工団体等を除く。
- (6) 市の他の制度の補助金等を受けていない、又は受ける予定のない事業であること。

(補助対象資金等)

**第4条** 補助金の交付対象となる資金（以下「補助対象資金」という。）は、取扱金融機関が平成25年4月1日から令和10年3月31日までに融資する資金とし、その資金使途及び利子補給対象融資額（以下「対象額」という。）は別表第1のとおりとする。

- 2 担保及び保証人の要否は、取扱金融機関の定めるところとする。
- 3 補助対象資金の償還方法は、元金均等償還とし、据置期間は2年以内とする。ただし、別表第2に規定する運転資金及び運転・事業資金の据置期間については、同表に規定する利子補給対象者に係る1又は2の貸付項目の規定によるものとする。
- 4 本制度において、平成25年4月1日から令和7年3月31日まで認定を受けた者についても令和7年4月1日から令和10年3月31日まで認定申請を可能とするが、対象額の範囲は令和7年4月1日から令和10年3月31日までの期間内において、別表第1に定める対象額を超えない範囲とする。
- 5 別表第1に定める対象額を超えない範囲において、第1項に定める期間に複数回認定を受けることができるものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、別表第2に定める対象額を超えない範囲において、同表に定める期間に複数回認定を受けることができるものとする。

(補助金の交付方法及び交付額)

**第5条** 補助金は、毎年1月1日から12月31日までの期間ごとに交付する。

- 2 補助金の交付額は、別表第1の規定に基づく既存事業者にあつては取扱金融機関が融資する額の年利率1.0パーセント又は借入利率のいずれか低い方の利率を乗じて得た額、新規創業者にあつては取扱金融機関が融資する額の年利率1.4パーセント又は借入利率のいずれか低い方の利率を乗じて得た額、別表第2の規定に基づく運転資金及び運転・事業資金にあつては取扱金融機関が

融資する額の年利率2.0パーセント又は借入利率のいずれか低い方の利率を乗じて得た額とする。

- 3 補助金を交付する期間は、償還期間にかかわらず貸付実行日から3年以内とする。ただし、別表第2に規定する運転資金及び運転・事業資金にあつては償還期間にかかわらず貸付実行日から5年以内とする。

(認定申請)

**第6条** 補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ東根市商工業みらい応援利子補給認定申請書（様式第1号）に次の書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 東根市商工会の推薦書（様式第2号）
- (2) 市税等に係る納税証明書
- (3) 別表第1の規定に基づく既存事業者及び新規創業者の設備資金にあつては、見積書（図面）又は契約書の写し
- (4) 既存事業者の運転資金にあつては山形県商工業振興資金の認定書の写し又はマル経融資借入申込書の写し
- (5) 新規創業者にあつては、山形県商工業振興資金の認定書の写し又は新企業育成貸付借入申込書の写し
- (6) 事業計画書
- (7) 最近2箇年の財務諸表
- (8) 資金償還計画
- (9) 既存事業者の運転資金にあつては、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による特定中小企業者の認定書又は売上高の減少率等を証する書類
- (10) その他市長が必要と認めるもの

- 2 前項の規定にかかわらず、別表第2に規定する運転資金及び運転・事業資金に係る資金の融資を受けた申請者は、次に定めるところにより申請を行うものとする。

- (1) 貸付実行後の認定申請も可能とする。ただし、貸付実行日から3ヶ月以内に認定申請を行うものとする。
- (2) 前項第4号の規定は、別表第2の利子補給対象者の貸付項目のいずれかにおける認定書若しくは申込書等の写しと読み換えるものとする。
- (3) 別表第2の規定に基づく既存事業者にあつては、前項第7号は不要とする。
- (4) 商工団体等にあつては、前項第1号、第7号及び第9号は不要とする。

(認定書の交付)

**第7条** 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その適否を審査し、適当と認めるときは、東根市商工業みらい応援利子補給認定書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

（実行報告）

**第8条** 前条で規定する認定書の交付を受けた者は、その認定書を取扱金融機関に提出し、3箇月以内に資金の借入れを行うものとする。

2 前項で規定する借入れを行ったときは、速やかに東根市商工業みらい応援利子補給認定資金実行報告書（様式第4号）に次の書類を添えて報告しなければならない。ただし、第6条第2項第1号に規定する貸付実行後の認定申請の場合は、この報告を認定申請に合わせて行うことができる。

（1） 償還予定表

（2） 金銭消費貸借契約証書の写し又は借用証書の写し

（3） 新規創業者においては、商業・法人登記全部事項証明書の写し若しくは開業届出書の写し

3 償還期間の途中において、借入利率又は償還期間の変更等により償還予定表に変更が生じた場合は、変更後の償還予定表を市長に提出しなければならない。

（補助金交付申請）

**第9条** 第7条の規定により認定を受けた者は、利子補給を受けようとする期間の翌年の1月末日までに、東根市商工業みらい応援利子補給補助金交付申請書（様式第5号）に、東根市商工業みらい応援利子補給補助金対象利子額計算書（様式第6号）及び東根市商工業みらい応援利子補給補助金に係る融資実行状況回答書（様式第7号）を添付し、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

**第10条** 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その適否を審査し、適当と認めるときは、東根市商工業みらい応援利子補給補助金交付決定通知書（様式第8号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

**第11条** 補助対象者は、前条の規定による補助金の交付決定を受けたときは、速やかに東根市商工業みらい応援利子補給補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の取消し及び返還）

**第12条** 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金を取消し又は停止、若しくは交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができるものとする。

（1） 融資資金を目的以外の用途に使用したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により融資を受けたとき。

(3) 融資を受けた取扱金融機関への返済が滞るなど当該取扱金融機関と締結した融資に関する契約の条項に違反したとき。

(委任)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

**別表第1** (第4条、第5条、第6条関係)

資金使途	既存事業者		新規創業者
	運転資金	設備資金	運転資金・設備資金
利子補給対象融資額	100万円以上700万円以内	300万円以上3,000万円以内	1,500万円以内
利子補給対象者	<p>下記のいずれかに該当する者</p> <p>1 山形県商工業振興資金のうち、経営安定資金の認定を受け、山形県信用保証協会の保証を受ける者</p> <p>2 マル経融資を受ける者で、上記1の経営安定資金の融資対象者の要件を満たす者</p> <p>※ただし、借換えを目的とする融資を受ける者を除く。</p>	<p>経営の近代化及び合理化を図るため、市内において事業の用に供する建物の新築若しくは増改築又は駐車場等の整備、近代化の導入を行う者</p> <p>※ただし、単純な設備の更新に係る費用及び土地の取得費用は含まない。</p>	<p>下記のいずれかに該当する者</p> <p>1 山形県商工業振興資金のうち、開業支援資金の認定を受け、山形県信用保証協会の保証を受ける者</p> <p>2 新規開業・スタートアップ支援資金のうち、再挑戦支援関連もしくは中小企業経営力強化関連以外の融資を受ける者</p> <p>※ただし、借換えを目的とする融資を受ける者を除く。</p>

別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条関係）

新型コロナウイルスに係る緊急経済対策に関する特例措置（令和2年1月29日から令和2年8月31日までに借り入れた場合に限る。）

資金使途	既存事業者	商工団体等
	運転資金	運転・事業資金
利子補給対象融資額	1,000万円以内	1,000万円以内
利子補給対象者	<p>売上高が過去3年以内のいずれかの年の同月に比べ20%以上減少し、経営に支障をきたしている者で、下記のいずれかの貸付項目に該当する者。ただし、経営1年未満等により前年等の同月と比べることができない場合は、前3箇月の売上高の平均額又は令和元年12月若しくは令和元年10月から12月の売上高の平均額のいずれかとの比較とする。</p> <p>1 山形県商工業振興資金のうち、経営安定資金の認定を受ける者</p> <p>2 国又は山形県が新型コロナウイルス対策として制度化した融資等であって、市長が適当と認めるものとして別に定める資金等の認定を受ける者</p>	<p>市内の商工業者等により組織される団体のうち市長が適当と認める者で、新型コロナウイルスに係る緊急経済対策と認められる貸付を受ける者</p>